

◆日頃なじみの薄い利殖話にはご注意ください！

(CO₂排出権取引)

「FXで儲かる話があるから家に行っていीか」と知らない業者から連絡があり、自宅に来ることを了承した。話を聞くとFXの取引ではなくCO₂排出権取引だった。

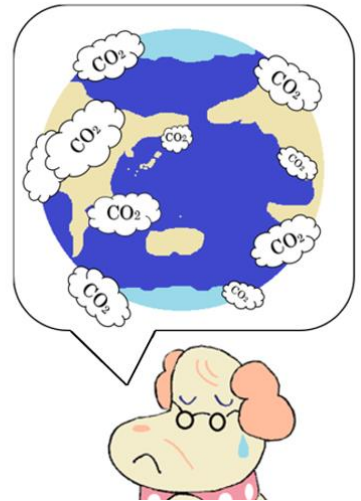
業者からは、くわしい説明はなかったが「絶対に儲かる」「損はさせない」「私が運用するので絶対にうまくいく」など話していたので、その言葉を信じて契約書にサインをし、50万円を預けた。預かり証はもらったが、契約書は業者が持ち帰った。

数日後、業者が「7万5千円の儲けが出た」と言って、現金を持ってきた。その後も「もっと投資した方がいい」と頻繁に追加投資するよう電話勧誘されて、これまでに330万円を預けている。

今日も業者から電話があり、100万円の追加投資を勧められ、断ることができなかった。「今日お金を取りに来る」と言っていたが、お金がない。解約して返金してほしい。
(70歳代 女性)

事業者の「絶対に儲かる」など先行き不透明な言葉を使って、勧誘することは違法であり、今回の契約は訪問販売にあたるので契約書がないのであれば、クーリング・オフが出来ることを伝え、契約までの経緯を書面にして、クーリング・オフ通知と合わせて出すよう助言しました。

「絶対儲かる」って言うっていたけど、困った・・・どうしよう・・・



CO₂排出権取引はハイリスクで複雑な仕組みの取引です。事業者から「絶対に儲かる」「損はさせない」などと勧誘されても、自分が取引の仕組みを理解できない投資には、絶対に契約しないようにしましょう。

少しでも不安に思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター (相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

メインキャラクター
エルちゃん

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時～17時(年末年始を除く、毎日)

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

